

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 1億7831万円
(前年度 1件 2億1279万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

令和元年度に国が徴収決定した各税の総額は77兆5103億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」)、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の88.3%を占めている。

2 検査の結果

49税務署において、納税者86人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が85事項計1億7163万円(平成26年度～令和元年度)不足していたり、1事項668万円(平成30年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

| 税目 | 事項数 | 徴収不足額 | 事項数 | 徴収過大額(△) |
|---------|-----|---------|-----|----------|
| | | 円 | | 円 |
| 源泉所得税 | 1 | 81万 | - | - |
| 申告所得税 | 18 | 3302万 | - | - |
| 法人税 | 32 | 7873万 | 1 | △ 668万 |
| 相続税・贈与税 | 11 | 2373万 | - | - |
| 消費税 | 23 | 3532万 | - | - |
| 計 | 85 | 1億7163万 | 1 | △ 668万 |

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた1事項は、配当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた18事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が6事項である。

(3) 法人税

徴収不足又は徴収過大になっていた33事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が14事項、法人税額の特別控除に関する事態が9事項及びその他に関する事態が10事項である。

<事例>受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入の対象としていた事態

A会社は、28年7月から29年6月までの事業年度分の申告に当たり、非支配目的株式等に係る受取配当等の額を1億4141万円として、同金額の20/100相当額2828万円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、上記受取配当等の額には、受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金が含まれていたことなどから、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額661万円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた11事項の内訳は、相続税については、有価証券の価額に関する事態が6事項及びその他に関する事態が3事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項及び非課税の特例に関する事項が1事項である。

(5) 消費税

徴収不足になっていた23事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が18事項、課税売上高の計上に関する事態が4事項及びその他に関する事態が1事項である。

| 国税局 | 税務署数 | 源泉所得税 | | 申告所得税 | | 法人税 | | 相続税 贈与税 | | 消費税 | | 計 | |
|-----------------|------|-------|---------------------|-------|---------------------|-----|---------------------|------------|---------------------|-----|---------------------|-----|---------------------|
| | | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) | 事項数 | 徴収不足 徴収過大 (△) |
| 札幌 国税局 | 1 | - | 円 - | 2 | 円 579万 - | 1 | 円 91万 - | 1 | 円 155万 - | 1 | 円 218万 - | 5 | 円 1045万 - |
| 関東 信越 国税局 | 7 | - | - | 2 | 210万 - | 4 | 571万 - | - | - | 3 | 282万 - | 9 | 1064万 - |
| 東京 国税局 | 29 | 1 | 81万 - | 10 | 2073万 - | 23 | 6854万 △ 668万 | 6 | 1745万 - | 16 | 2337万 - | 56 | 1億3092万 △ 668万 |
| 金沢 国税局 | 4 | - | - | 2 | 196万 - | 1 | 113万 - | 2 | 201万 - | 1 | 69万 - | 6 | 581万 - |
| 名古屋 国税局 | 6 | - | - | 2 | 242万 - | 2 | 166万 - | - | - | 2 | 623万 - | 6 | 1032万 - |
| 大阪 国税局 | 2 | - | - | - | - | 1 | 75万 - | 2 | 270万 - | - | - | 3 | 346万 - |
| 計 | 49 | 1 | 81万 - | 18 | 3302万 - | 32 | 7873万 △ 668万 | 11 | 2373万 - | 23 | 3532万 - | 85 | 1億7163万 △ 668万 |